## 議案第53号

甲府市すこやか子育で医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例制定に ついて

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例を次のよう に定める。

令和4年6月7日提出

## 甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例 (甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部改正)

第1条 甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和47年10月条例第 29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小児」を「子ども」に改める。

第2条第1号中「小児」を「子ども」に、「15歳」を「18歳」に改め、同 条第2号中「小児」を「子ども」に改める。

第3条第1項、第5条第1項、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項中「小児」を「子ども」に改める。

(甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の一部改正)

第2条 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例(昭和50年12月条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「15歳」を「18歳」に改める。

(甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部改正)

第3条 甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例(昭和52年9月条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号及び第7条第3項中「15歳」を「18歳」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の条例の規定は、この条例の施行の 日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日まで に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 提案理由

医療費の助成を行う者の範囲を拡大し、制度の充実を図る等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。